

#### 第45課 物権—所有権その2（所有権の取得と喪失）

人がどのようにして所有権を取得し、あるいは喪失するかについて考えてみよう。「物」はどうしたら「自分の物」になるのか、どうしたら「自分の物」でなくなるのかを考えればよい。

最も普通に所有権を取得するのは、物を買ったり、もらったりする場合である。この場合、買った人やもらった人は所有権を取得するが、売った人やあげた人は、その反対に所有権を失うわけである。この場合、所有権が売った人やあげた人から、買った人やもらった人に「移る」ので、これを「**所有権の移転**」といい、権利を受け継ぐという意味で「**承継取得**」ともいう。

所有権が移転するのではなくて、初めて発生することもある。これを「**所有権の原始取得**」という。例えば、飼っていた鶏が卵を産んだなど、自分の物から新しい物が自然にできた場合や、自分の木材を使って船を造ったなど、誰かが新たに物を作った場合などがその例である。これらの場合、卵の所有権は鶏の飼い主が、船の所有権は自分の木材を使ってその船を造った人が、それぞれ原始取得する。また、野生の動物など、元々所有者のいない、つまり所有権が存在していない物（「**無主物**」という）を捕まえたり拾ったりすれば、それは自分の物になる。これも所有権の原始取得である。

逆に、所有権を失う場合、つまり所有権の喪失についてみると、移転に伴って所有権を失うことは上記のとおりであるが、その他に、物が物理的に消滅してしまえば、当然ことながらその物についての所有権は消滅する。しかし、占有を失っただけで直ちに所有権を失うということはない。物をなくしても、誰かが有効にその物の所有権を取得するまでは、その物の所有権は、占有を失った所有者にある。所有権は消滅時効にはかからない（民法第167条第2項は、消滅時効にかかる権利から所有権を除外していることに注意）ので、誰かが、取得時効（民法第162条）や、**即時取得**（民法第192条）などによって所有権を取得しない限り、元の所有者の所有権は、物が存在する限りは、無期限に存続するのである。しかし、これらの規定などによって、誰かが有効に所有権を取得すると、一つの物に複数の所有権は存在できない（「**一物一権主義**」）ので、元の所有権は、新しい所有権が取得されたことの反射的効果として消滅する。

その他、民法は第239条から第248条までの条文で、「**添付**」などの特殊な場合の所有権の得喪について規定している。

## 1 重要語句

### a 所有権の移転

いわゆる「物権変動」のひとつである。所有権に限らず、物権が発生し、消滅し、又は移転することを「物権変動」という。物権変動については、民法第176条から第179条に総則的な規定が4か条あり、いずれも非常に重要な条文なのでよく学んでほしい。日本の民法では、物権変動は原則として当事者の意思表示のみによって生じる「意思主義」（民法第176条）という制度を採用している。つまり、売買を例にとると、物の所有権は、売主の「売ります」という意思表示と買主の「買います」という意思表示が揃った瞬間に、物が未だ買主に引き渡されていなくても、所有権は買主に移ることになっている。しかし、このことは当事者間だけのことである。第三者、つまり売買の例で言えば売主と買主以外の者に対して、買主が、自分がその物の所有者であることを主張するためには、その物が不動産である場合には、登記をしなければならないし（民法第177条）、動産であれば引き渡しを受けなければならない（民法第178条）。このように、自分が物権を持っているということを、第三者に主張するために必要な条件を「対抗要件」という。

### b 即時取得

動産の取引においては、その動産が本当は売主の物ではなかった場合でも、買主は、そのことを知らずに（善意）、かつ、知らなかったことについて無過失で引き渡しを受ければ、有効にその物の所有権を取得する。これを即時取得（民法第192条）という。つまり、日本の民法は、動産の占有に公信力（相手が権利者でないのに、権利者であるかのような外観を備えている時に、その外観を信じて取引をした者に、権利者と取引をしたときを同じ効果を与えること）を認めているのである。不動産や登記・登録を必要とする物については、即時取得はできない。

### c 添付

「添付」とは、所有者の違う2つ以上の物がくっついたり、混ざったりして分けられなくなった状態をいい、「附合」、「混和」及び「加工」の3種類に分けられる。「附合」とは物がくっついてしまった場合、「混和」とは混ざってしまった場合、「加工」とは、他人の動産に工作を加えて別の動産を作り出した場合をいう。これらの場合には、誰が所有者になるのか決めなければならないので、民法242条から248条にかけて規定がある。